

広島県告示第九百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和三年十月二十八日までの間、縦覧に供する。

令和三年十月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

小多田安浦線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市黒瀬町宗近柳国字妻夫石一七六九番七地先から 東広島市黒瀬町南方字田中一一七六番一地先まで			一二・四〇 一六・二〇	一六八・五〇	拡幅 一部幅員減少